別表第二第一管区海上保安本部の項中「渡島支庁管内及び檜山支庁管内」を「渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内」に、「胆振支庁管内及び日高支庁管内」を「胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「十勝支庁管内及び釧路支庁管内」を「十勝総合振興局管内及び釧路総合振興局管内」に、「空知支庁管内（雨竜郡に限る。）、上川支庁管内及び留萌支庁管内（天塩郡を除く。）」を「空知総合振興局管内（雨竜郡に限る。）、上川総合振興局管内及び留萌振興局管内（天塩郡を除く。）」に、「留萌支庁管内（天塩郡に限る。）及び宗谷支庁管内」を「留萌振興局管内（天塩郡に限る。）及び宗谷総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に改める。

別表第四第十管区海上保安本部の項中「宮崎海上保安部細島海上保安署」を「宮崎海上保安部日向海上保安署」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第二条の八第一項中「三百三十二人」を「三百二十二人」に改める。

第四条の三第二項中「十人」を「七人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年四月一日　　国家公安委員会委員長　中井　洽

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三六九人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	一九〇人	
刑事局	三一五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
組織犯罪対策部	三〇九人	

交通局		
警備局	一三五人	
外事情報部	二四四人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	二一一人	
	三三八人	
計	二、一〇一人	うち、一、一九三人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一七三人	
科学警察研究所	一二三人	
皇宮警察本部	九四二人	うち、九〇一人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二三八人	うち、七〇人は、警察官とし、九〇一人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、三七〇人	うち、七〇六人は、警察官とする。
合計	七、七〇九人	うち、一、九六九人は、警察官とし、九〇一人は、皇宮護衛官とする。

附則第二項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内部部局			
長官官房	平成二十二年八月三十一日までの間	三八〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
	平成二十二年九月一日から同年九月三十日までの間	三八一人	警察庁長官、次長各一人を含む。 うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
計	平成二十二年八月三十一日までの間	二、一一二人	うち、一、一九五人は、警察官とする。
	平成二十二年九月一日から同年九月三十日までの間	二、一一三人	うち、一、一九六人は、警察官とする。
附属機関			
皇宮警察本部	平成二十二年九月三十日までの間	九四六人	うち、九〇五人は、皇宮護衛官とする。
計	平成二十二年九月三十日までの間	一、二四二人	うち、七〇人は、警察官とし、九〇五人は、皇宮護衛官とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。